

特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針

平成 16 年 9 月 10 日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特区において講じられた規制の特例措置については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。いわゆる「骨太の方針 2003」。)において「評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる」とされている。これを踏まえ、平成 15 年 7 月に構造改革特別区域推進本部令(平成 15 年政令第 326 号)を制定し、本部の下に評価委員会を設置した。また、本年 2 月に構造改革特別区域基本方針(平成 15 年 1 月 24 日閣議決定。以下、「基本方針」という。)を改定し、特区において講じられた規制の特例措置の評価のプロセス・方法等を具体化した。評価委員会は、この基本方針に基づき、基本方針別表 1 に定められている規制の特例措置のうち、平成 15 年 4 月及び 7 月の認定申請に基づき、構造改革特別区域計画の認定があったものについて、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、特区の現地視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を行い、「特区において講じられた規制の特例措置の評価に係る意見」をとりまとめ、9 月 3 日に本部長に提出した。

本部は、評価委員会の意見を踏まえ、特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

1. 評価

規制の特例措置の評価の結果は以下のとおりである。

ア) 地域を限定することなく全国において実施

構造改革特区において講じられた規制の特例措置のうち、別表 1 に掲げられた規制の特例措置については、弊害が生じないと認められる場合(基本方針 2.(2) ア) a) に該当するため、地域を限定することなく全国において実施する。全国展開の実施の時期、内容は別表 1 のとおりである。

イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用
該当なし

ウ) 規制の特例措置の廃止

該当なし

2. 今後の対応方針

「地域を限定することなく全国において実施」と評価された上記の規制の特例措置については、基本方針の別表1から削除するとともに、別表1に示された実施時期、全国展開の実施内容を基本方針の別表2として追加する。

規制所管省庁は、基本方針の別表2に追加した規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の改正等を行う。その改正等案を作成するに当たっては規制所管省庁は、基本方針の別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針の別表2に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

3. 今後の評価の進め方

に掲げる規制の特例措置については、基本方針に沿って本年7月1日に評価委員会から平成16年度下半期評価対象として規制所管省庁に通知された規制の特例措置と併せて、平成16年度下半期に評価を行うこととする。また、に掲げる規制の特例措置については、平成17年度上半期評価対象として取り扱うこととする。これらについての評価委員会の今後の評価の進め方については別表2のとおりとする。いずれについても、当該評価の時期に評価が適確に行われるよう規制所管省庁は調査に当たって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

平成16年度下半期の評価対象

- 802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業
- 807 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
- 914 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- 1001 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
- 1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

平成17年度上半期の評価対象

- 806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業
- 906 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業
- 909(917) 障害児施設における調理業務の外部委託事業
- 1102 中心市街地における商業の活性化事業
- 1205 重量物輸送効率化事業
- 1301・1302 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業
- 1304 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業

別表 1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
401	住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業	住民票の写しの自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。	全部	住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により住民票の写しの自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定めること。その際、新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと 事後届出にすることを新たな通知に明記すること。	通達	平成16年度中に措置	総務省
402	印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業	印鑑登録証明書の自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。	全部	印鑑登録証明書の自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により印鑑登録証明書の自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定めること。その際、新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと 事後届出にすることを新たな通知に明記すること。	通達	平成16年度中に措置	総務省
403	土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業	土地開発公社が所有する造成地について、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。	全部	土地開発公社が所有する造成地について事業用借地権を設定し、賃貸することができるようにすること。(業務範囲の変更にあたるため、特区における規制の特例措置と同様に、土地開発公社の定款変更が必要)	政令	平成16年度中に措置	総務省
405	空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業	5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許にあたり、アンテナの送受信能力(空中線利得)の上限を引き上げる。	全部	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。	省令	平成17年度中に措置	総務省

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
406	電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業	無線アクセスシステムの無線局免許について、電気通信事業者以外にも個別に付与する。	全部	<p>⑤GH 帯無線アクセスシステム) 無線アクセスシステムの無線局免許について、免許制に代わり登録制を導入し、電気通信事業者以外への参入要件を緩和すること。 (22/ 26/ 38GH 帯無線アクセスシステム) 特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。</p>	省令、告示	平成 17年度中に措置	総務省
407	農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業	農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行う。	全部	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。	通達	平成 16年度中に措置	総務省
408	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、適用除外にする。	全部	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう「いわゆる「特認制度」を盛り込むこと。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置すること。	省令	平成 16年度中に措置	総務省

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
501,502,503	外国人研究者受 入れ促進事業	外国人研究者の在留期間の上限を3 年間から5年間に伸長する。この際、 研究成果を活用した事業を経営する活 動を行う場合に在留資格変更許可を 不要とする。	全部	特定の研究施設において特定の分野に関する研 究業務に従事する外国人について、併せて当該特定 の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら 経営する活動を行うことを可能とすること。在留期間 の上限の3年から5年への伸長、当該外国人につい て、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件緩 和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経 験要件の緩和措置が採られていることなど、本特例措 置により実現している内容を確保するとともに、弊害の 予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。な お、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小 限のものとする。	法律	平成17年度中 に措置	法務省
701	臨時開庁手数料 の軽減による貿 易の促進事業	通関業務の時間外手数料である臨時 開庁手数料について、半額とする。	全部	手数料の額は、臨時開庁に要する経費を勘案して定 めるとし、これを原則とし、規制の特例措置は国際物 流の効率化の効果が得られる場合には例外として2分 の1としている。 このため、全国展開に際し、国際物流の効率化策の 効果が得られる場合など一定の適用要件を設けるこ と。	法律	平成16年度中 に措置	財務省
702	税関の執務時間 外における通関 体制の整備によ る貿易の促進事 業	臨時開庁申請が確実に見込める時間 帯において、特区内の官署に予め職 員を常駐させる。	全部	全国展開に際し 執務時間外の通関体制整備を図る官署にあつて は、通関需要の多い時間帯（例えば、臨時開庁申請が 1時間あたり1件以上）には予め職員を常駐させると ともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必 ず所要の職員を配置できる体制とすること。また、それ 以外の官署にあつても、執務時間外の通関需要に的 確に対応すること。 通関需要の見極めを行うこと。それに的確に対応す るに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署 において、臨時開庁申請が1時間あたり1件を大きく下 回らない程度（2分の1程度）を継続してあらかじめ常 駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみでは なく臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな 航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来 臨時開庁申請が1時間あたり1件程度確実に見込める 時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その 時間帯の通関体制を整備すること。	通達	平成17年度中 に措置	財務省

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
803	不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業	不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象とした学校において、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	全部	1.特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。 2.1.の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は憲法、教育基本法及び学校教育法上の観点から必要最小限なものとする。	省令	平成17年度中に措置	文部科学省
804	高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業	他の高等学校や中等教育学校の後期過程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。	全部	1.特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。 2.1.の要件適合性については、地方公共団体が判断すること。	省令	平成16年度中に措置	文部科学省
805	II等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業	地方公共団体等がII等を活用して提供する学習活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要録上の出席扱いとし、また、成果を評価に反映する。	全部	1.特区における規制の特例措置の内容 要件を踏まえ全国展開を行うこと。 2.1.の要件適合性については、地方公共団体が判断すること。	通達	平成17年度中に措置	文部科学省
810	市町村費負担教職員任用事業	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。	全部	教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化すること。その際、市町村の人事上の自由度を拘束するような条件を付加しないこと。	法律	平成17年度中に措置し、平成18年度から全国展開を図ること。	文部科学省

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
813	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	国の各研究機関の試験研究施設の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国の研究と関連性がある研究を実施する者への拡大)するとともに、条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)を行う。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。	法律	平成17年度中に措置	文部科学省
814	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業	国の各研究機関の敷地の民間企業による廉価使用の対象範囲の拡大(国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究、又は国の研究機関の研究成果を活用して研究に必用な試験研究施設を大学内に整備する者への拡大)するとともに、条件の緩和(当該施設で行った研究データの全てを国等に提出することが廉価使用の条件とされているが、これに代えて、当該施設で行った研究の成果に関して国等に報告する場合についても廉価使用を認める。)を行う。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。	法律	平成17年度中に措置	文部科学省
903	官民共同窓口の設置による職業紹介事業	公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、求職情報及び求人情報を共有化することが守秘義務規定に抵触しないことを明確化する。	全部	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容・要件に個人情報の漏えいを防止するための措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。	通達	平成16年度中に措置	厚生労働省

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
905	農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業	県立の農業大学校が、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。	法律	平成16年度中に措置	厚生労働省
1002	地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大する。	全部	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおり全国展開を行うこと。	法律	平成16年度中に措置	農林水産省
1103	資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業	電力の供給者と需要家との間に資本関係等の密接な関係がある場合に認められる特定供給制度について、同一企業グループとみなしうる取引関係等がある場合、供給者と需要家が組合を設立する場合についても認める。	全部	次の(1)又は(2)に該当する電力の供給者と需要家との間においては、生産工程、資本関係、人的関係等に関わらず、供給者は特定供給の許可が受けられるようにすること。 (1)取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 (2)共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。 (特区における規制の特例措置には、協定に地方公共団体が関与することが要件とされているが、全国展開に際し、その必要性は認められないので、さらなる規制緩和を図ることとし、当該要件を課さないこと。)	省令	平成16年度中に措置	経済産業省
1104	一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業	家庭用燃料電池について、自家用電気工作物から一般用電気工作物に位置付けを変更し、一般家庭において主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容 要件を踏まえ全国展開を行うこと。なお、特区における運転実績データから、安全上必要な事柄が新たに抽出された場合は、規制所管省庁にて平成16年度中に作成する技術基準に反映させること。	省令	平成16年度中に措置	経済産業省

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1107	ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	ジメチルエーテル（以下「DME」という）の試験研究設備として地方公共団体が認めたものについて、処理量の変更を伴わない変更工事に際して必要となる手続きにつき、許可を届出に、届出を不要に簡素化する。	全部	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。	省令	平成16年度中に措置	経済産業省
1119	高圧ガス設備の開放検査期間変更事業	地方公共団体の提案に基づき、高圧ガス設備の開放検査期間を変更できるようにする。	全部	一定の組織体制の構築と余寿命予測診断等の代替措置を定めた民間規格が提案され、適格性が確認された結果、国の基準として採用されれば、各事業者がこの規格に沿った管理を行っているかを都道府県が判断することで個別機器についての開放周期の延長を認めることができるようにすること。	省令	平成16年度中に措置	経済産業省
1120	石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業	地方公共団体の提案に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、変更できるようにする。	全部	規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよういわゆる「特認制度」を盛り込むこと。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置すること。	省令	平成16年度中に措置	経済産業省
1201	公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業	公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可において、地方公共団体が臨海部の活性化を図る必要があると認めた場合は許可要件に適合することとし、大臣協議の処理期間を2週間に短縮する。	全部	全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	通達	平成16年度中に措置	国土交通省

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1204	自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業	自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー（回送運行許可番号標）について、車両に傷がつかないように配慮されたものを特区内の一定の区間に限り使用できるようにする。	全部	特区における規制の特例措置の内容 要件のとおりに全国展開を行うこと。	省令	平成 16年度中に措置	国土交通省

別表2 評価委員会の今後の評価の進め方

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	<p>規制所管省庁によれば、学習指導要領は教育課程の最低基準(ナショナルミニマム)であって、その特例(ローカルオプティマム)を設けるには慎重でなければならない。研究開発学校制度は、1年目導入、2年目定着、3年目改善なので、構造改革特別区域研究開発学校についても特例措置に基づく教育課程の定着、改善の状況を検証するための一定の期間が必要であり、15、16、17年度を見た上で、17年度は改善とあわせて検討し、早ければ18年度には全国展開は可能かもしれない」とのことである。</p> <p>構造改革特別区域研究開発学校については、全国一律に学習指導要領を変えていくことを目指すものではないことから、研究開発学校制度と異なり、複数年にわたって教育の成果の評価を待つまでもなく、特段の問題がないと認められれば、可及的速やかに全国展開を行うべきである。具体的には、現行の学習指導要領においても、「地方ごとの特殊性を反映した個別化の余地が十分に残されており、全体としてなお全国的な大綱的基準としての性格を持つものと認められる」(最大判昭51・5・21判時814)ものとされているところ、本特例措置を導入したことにより、児童、保護者、教員等の意欲が高まるなど実施上の効果は大きいとの認定自治体の声が幾多もあることから、全国展開の方策については現行の学習指導要領を前提に、どこまでなら特例(ローカルオプティマム)を認めるかという観点から、規制改革の趣旨を損なわないよう検討を行うことが適切である。</p> <p>このため、平成16年度下半期も引き続き評価を行なうこととし、評価に先立ち、評価委員会としても規制所管省庁における全国展開に向けた検討の途中経過を点検・確認し、規制所管省庁に対して意見を適確に表明することとする。</p> <p>特区制度における全国展開とは、特区計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法令等の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することであり、全国一律に教育課程を編成・実施することを意味するものではない。</p>	平成16年度下半期	文部科学省
807	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業	幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。	<p>合同活動事業の大半が本年の4月から開始されたばかりであり、平成16年度上半期調査時点においては、実証的データに乏しかったことを踏まえ、規制所管省庁において、特例で措置された合同活動の効果、長短所等(例えば毎日預かっている保育園児と休み明けまで長期間家庭で過ごしてきた幼稚園児の夏休み明けの合同保育についての現場の対応など)について下半期に調査を行うこと、その上で平成16年度下半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成16年度下半期	文部科学省

基本方針別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
914	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業	共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。	合同活動事業の大半が本年4月から開始されたばかりであり、平成16年度上半期調査時点においては、実証的データに乏しかったことを踏まえ、規制所管省庁において、特例で措置された合同活動の効果、長短所等(例えば毎日預かっている保育園児と休み明けまで長期間家庭で過ごしてきた幼稚園児の夏休み明けの合同保育についての現場の対応など)について下半期に調査を行うこと。その上で平成16年度下半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成16年度下半期	厚生労働省
1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。	<p>本特例措置については、特に、共同出役や共同利用施設の維持管理等に関する地域の取り決めが遵守されないことにより、地域の土地利用・水管理等の秩序に混乱を来し、周辺地域の営農環境の悪化を招くことが懸念されていたことから、弊害防止のための措置として、特定法人と地方公共団体等との間で農業の内容やその実施方法等について協定を締結し、これに従い事業を行うこと等を定めている。</p> <p>全国展開にあたっては、周辺地域との関係が作物の育成段階ごとの農作業の各行程で変わることから、特定法人の農作業が一巡するのを待って、これらの措置が弊害の予防措置として適切に機能しているかどうかを確認する必要がある。農業経営を開始した38法人のうち、稲作やりんご作等、9月から10月頃に収穫作業を終える法人は18法人となっている。したがって、規制所管省庁はいわゆる出来秋を待った上で再度確認のための調査・検討を行うこと。その上で、今年度下半期に評価し、特段の問題がなければ全国展開を行うこと。</p> <p>基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)抄)</p> <p>株式会社による農業経営(農地のリース方式)の全国展開 構造改革特区で認められた「農地のリース方式」の全国展開については、その実施状況及び地域農業への効果、影響等の検証を行い、その評価を踏まえて全国展開について検討し、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得る。</p>	平成16年度下半期	農林水産省
1303	有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業	複数人による有害鳥獣駆除に従事する場合において、補助者に狩猟免許を所持しない者が従事することを認める。	規制所管省庁において、わなによる捕獲は、使い方を誤れば、人身事故や目的外の希少鳥獣などを錯誤捕獲する可能性があることについて、ハイカー等が山村地域へ入り込む夏の時期からクマが広範囲に活動する冬眠直前を中心として平成16年度下半期に調査・評価を行い、特段の問題がないわなについて規制所管省庁において全国展開を行うこと。ただし、実施に向けては、秋の調査後、特に野生鳥獣がエサを求めて活発に活動する早春の状況も参考とすることとする。	平成16年度下半期	環境省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
806	三歳未満児に係る幼稚園入園事業	幼稚園に入園できる時期を、満三歳からとしているところを、満三歳に達する年度の当初とする。	3歳未満の幼児は3歳の幼児に比べて心身の発達が未熟で個人差が大きい可能性があるため、四季を通じた1年間の指導目標・計画に基づく集団生活と幼児の発達との関係について規制所管省庁において検証すること。その上で、平成17年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成17年度上半期	文部科学省
906	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業	知的障害者及び障害児が、指定介護事業所、身体障害者デイサービス事業所及び在宅知的障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。	平成16年度上半期調査時点において、いわゆる混合処遇による大きな問題は見られない。但し、受入事業の進捗している事業主体は少なく、知的障害者固有の問題について情報の不足も指摘されている。これを踏まえ、新たに認定された特区の状況も見つつ、平成17年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成17年度上半期	厚生労働省
909(917)	障害児施設における調理業務の外部委託事業	知的障害児施設、第一種及び第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理業務の外部委託を認める。	障害児施設における食事の提供は、症状の回復・重症化予防の観点からの対応が必要であるが、障害の状態は多様であり、体調も変動しやすいため、例えば、咀嚼・嚥下機能に障害がある児童やアレルギーを持つ児童への特別の配慮等一人一人への個別の対応が特に必要となる。その際、梅雨や酷暑、乾燥・寒冷など気候等の環境の変化も体調に大きく影響するため、年間を通じ、障害児の体調の変化と食事の提供の在り方について注意する必要がある。 また、障害児の健全な発育のため、季節や行事に対応して食文化に触れ、また家庭的な雰囲気を楽しむことが重要であるが、これらの季節等に対応した献立についても、一人一人への個別の対応が特に必要となる。 これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、事業の実施状況について再度調査を行うこと。平成17年度上半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁は全国展開を行うこと。	平成17年度上半期	厚生労働省

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
1102	中心市街地における商業の活性化事業	大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8ヶ月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続きを簡素化する。	<p>大型店出店直後の段階では、地域住民においては大型店出店に伴う生活環境問題よりも出店に伴うメリットの方をより高く評価しがちと考えられるため、出店後一定期間(季節により変動する店舗経営(通常、最大の繁忙期は年末の場合が多い)が一巡する(本特例措置を利用して営業を開始してから)1年後を目途。)が経過し住民の評価が固まってから弊害の有無を判断することが適切である。また、「周辺の生活環境」の状況は、対象となる中心市街地ごとに一定ではないことに鑑み、評価対象となる事例ごとに中心市街地の特性(市街地内の学校、病院等の公共施設の有無、市街地内の住宅の数、中心市街地の規模等)を見極めた上で、当該事例でもって全国展開に関する評価が可能かどうか判断する必要がある。</p> <p>したがって規制所管省庁は、宇都宮市の年末の状況を調査する際に、上記可能性の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するとともに、既に認定された他の特区(岐阜市、和歌山市)、新たな認定される特区の状況についても併せて再度調査を行うこと。その上で、平成17年度上半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成17年度上半期	経済産業省
1205	重量物輸送効率化事業	重量物を輸送する特定の車両について、橋梁・高架の道路等を含まない経路を通行し、地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。	<p>第1次提案において本特例措置が実現した後に、別途、平成15年10月に制度改正が行われた(セミトレーラー等については道路運送車両の保安基準において車両総重量が従前の最大28tから36tに緩和。また、特殊車両通行許可制度においては連結車両総重量が従前の36程度から最大44tに緩和)。この全国的な規制緩和により業界団体などのニーズも満たされていると考えられる。したがって、新たな特区認定の状況も見つつ、評価を行うこととする。(参考:現在の認定特区ではセミトレーラー部分が約44t、トラクター部分を加えた連結車両総重量が50t超であるため本特例措置を利用している)</p>	平成17年度上半期	国土交通省

基本方針 別表 1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
1301・1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業	国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域の届出を要しないこととする。	規制所管省庁は「継続して又は繰り返して催しを実施することの蓄積が動植物の生息、生育状況等に变化をもたらす弊害となる可能性がある」との点について再度調査を行うこと。平成17年度上半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成17年度上半期	環境省
1304(1305)	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業	再生利用認定制度(リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み)の対象品目を拡大する。 (廃FRP船をセメント材料として利用する場合又は廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、 廃木材を製鉄原料として利用する場合)	本年度末に規制所管省庁が実施する調査に基づき、平成17年度上半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。 (1)廃タイヤを製鉄原料として利用する場合は全国展開。	平成17年度上半期	環境省